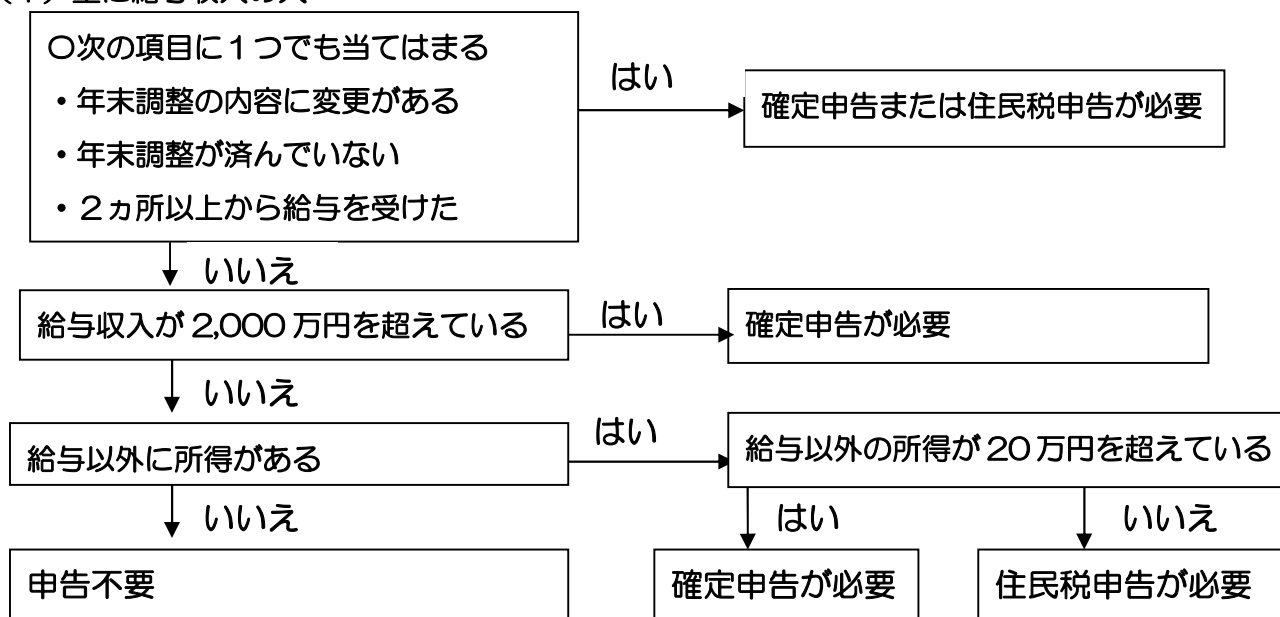


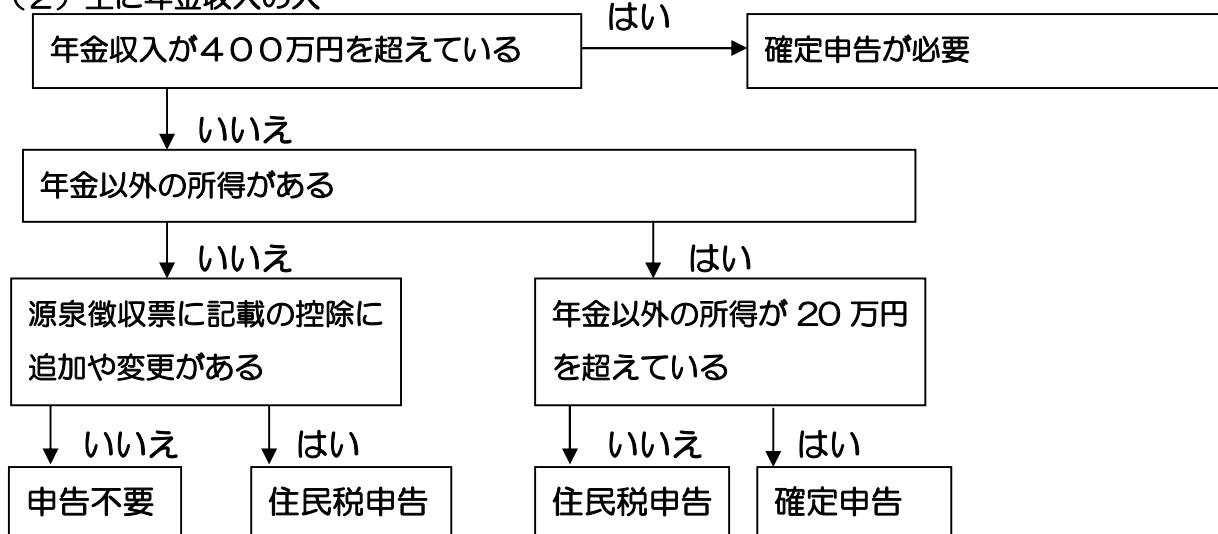
2 確定申告の対象になるかの確認

令和7年1月1日現在、西原村に住んでいた人は、このフローチャートで、申告が必要になるか確認できます。

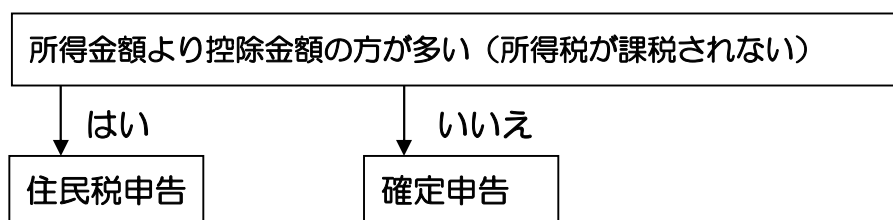
(1) 主に給与収入の人



(2) 主に年金収入の人



(3) 農業・営業・不動産などの事業所得や一時所得等がある人



(4) 遺族年金や障害者年金など非課税収入がある人

確定申告及び住民税申告は原則不要ですが、所得証明等必要な場合は申告しないと発行できません。

(5) 前年 1 月から 12 月までの間に収入が無かった人

前年中の収入が無かった場合でも、以下の理由により住民税の申告をしていただくようお願いします。

- 所得・課税証明書を発行することができないため
- 国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの保険料の算定ができないため
- 各種手続き（児童手当、就学援助、給付金等）の資料になるため